

第126回多可町議会定例会 賛否の公表

番 号	案 件 名	議 決 年月日	議決結果	賛否 賛成：反対	1 廣畑 幸子	2 藤本 一昭	3 清水 俊博	4 橋尾 哲夫	5 門脇 教蔵	6 笹倉 政芳	7 門脇 保文	8 藤原 清勝	9 内橋 志郎	10 足立 吉継	11 大山 由郎	12 市位 裕文	13 吉田 政義	14 日原 茂樹
承認第1号	専決処分の報告及び承認を求めることについて(多可町税条例の一部を改正する条例の制定について)	R6.6.4	承認	13：0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－
承認第2号	専決処分の報告及び承認を求めることについて(多可町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について)	R6.6.4	承認	13：0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－
議案第47号	多可町税条例の一部を改正する条例の制定について	R6.6.21	原案可決	12：0	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－
議案第48号	多可町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について	R6.6.21	原案可決	12：0	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－
議案第49号	多可町下水道処理施設新規加入分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について	R6.6.21	原案可決	12：0	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－
議案第50号	兵庫県市町村職員退職手当組合理約の変更について	R6.6.4	原案可決	13：0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－
議案第51号	兵庫県町議会議員公務災害補償組合理約の変更について	R6.6.4	原案可決	13：0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－
議案第52号	多可町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について	R6.6.21	原案可決	12：0	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－
議案第53号	多可町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	R6.6.21	原案可決	12：0	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－
議案第54号	多可町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	R6.6.21	原案可決	12：0	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－
議案第55号	多可町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について	R6.6.21	原案可決	12：0	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－
議案第56号	兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の変更について	R6.6.4	原案可決	13：0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－
議案第57号	令和6年度兵庫県多可郡多可町一般会計補正予算(第1号)	R6.6.21	原案可決	12：0	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－
議案第58号	令和6年度兵庫県多可郡多可町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	R6.6.21	原案可決	12：0	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－
議案第59号	令和6年度兵庫県多可郡多可町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	R6.6.21	原案可決	12：0	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－
議案第60号	令和6年度兵庫県多可郡多可町介護保険特別会計補正予算(第1号)	R6.6.21	原案可決	12：0	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－
議案第61号	令和6年度兵庫県多可郡多可町学校給食事業特別会計補正予算(第1号)	R6.6.21	原案可決	12：0	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－
議案第62号	令和6年度兵庫県多可郡多可町診療所事業特別会計補正予算(第1号)	R6.6.21	原案可決	12：0	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－
議案第63号	令和6年度兵庫県多可郡多可町水道事業特別会計補正予算(第1号)	R6.6.21	原案可決	12：0	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－
議案第64号	令和6年度兵庫県多可郡多可町下水道事業特別会計補正予算(第1号)	R6.6.21	原案可決	12：0	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－
議案第65号	工事請負契約の締結について	R6.6.21	原案可決	12：0	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－
議案第66号	工事請負契約の締結について	R6.6.21	原案可決	12：0	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－

○印は賛成、×印は反対、欠印は欠席、除印は除斥。 賛否同数の場合は、日原議長が裁決します。